

配偶者からの暴力に、ひとりで悩んでいませんか？



令和6年8月開設

西脇市配偶者暴力相談支援センターへ

ご相談ください。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは 配偶者や交際相手などからの暴力のことです。

DVは、身体的暴力だけに限らず、あらゆる暴力を使って相手を支配しようとする行為です。

- * 身体的暴力・・・なぐる、ける、物を投げる、刃物でおどす など
- * 精神的暴力・・・大声でどなる、無視する、なぐるふりをしておどかす など
- * 経済的暴力・・・生活費をわたさない、働きに出ることを禁止する など
- * 性的暴力・・・無理に性行為を要求する、避妊に協力しない など
- * 社会的暴力・・・行動や自由を制限する、親や友人との付き合いを禁止する など
- * 子どもを巻き込む暴力・・・子どもの前で暴力をふるう、子どもに悪口をふきこむ など

誰かに相談したいときは

西脇市配偶者暴力相談支援センター

相談専用電話 ☎ 0795-27-8456

相談日時 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）
8：30～17：00

女性相談支援員が相談に応じるほか、被害者の安全確保や保護命令の申立て、自立のために必要な情報提供などを行います。

相談は無料で、秘密は厳守します。



詳細については、ホームページもご確認ください。

<その他相談機関>

機関名	電話番号	対応時間
西脇警察署 刑事生活安全課	0795-22-0110	24時間
兵庫県警察本部(ストーカー・DV相談電話)	078-371-7830	24時間
兵庫県女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700	毎日 9:00～21:00
NPO法人 女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ	078-754-9333	毎週 月・水・金曜日 12:00～18:00
DV相談+(プラス) ※電話の他、メールやチャット相談もあります。	0120-279-889	24時間